

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化

対策特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十八年四月二十日

参議院経済産業委員会

京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減義務を確実に履行するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 地球規模での効果的な温暖化対策を実現する観点から、京都議定書第一回締約国会合の合意等を踏まえ、米国や中国、インドを始めとした途上国の参加する共通の枠組みを構築し、温室効果ガスの排出抑制に取り組むよう、我が国は国際的なリーダーシップを発揮すること。

二 京都メカニズムの活用にあたっては、クレジット価格及び取得に付随するリスクを適切に評価し対応すること。

三 温室効果ガス排出削減のための国内対策を着実に進めることが原則であることを踏まえ、京都メカニズムを活用し、途上国を始め広く各国に我が国の優れた省エネルギー・新エネルギー技術の普及を図り、我が国産業の振興と世界規模での環境・資源対策に資するよう努めること。

四 京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、また、原油価格高止まり等の現状を踏まえ、産業・民生・運輸部門における省エネルギー・新エネルギーの普及・開発を促進すること。

これらの施策を講じるにあたっては、必要な予算を十分に確保すること。
右決議する。